

運輸・交通施策の推進に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の早期開業等

- (1) 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 整備新幹線とその関連施設の建設費に対する沿線自治体の負担を軽減するよう、幅広い観点での建設財源を確保すること。

2. 整備新幹線の並行在来線については、並行在来線がJRからの経営分離後も、安定的な経営維持及び利便性向上のための施設整備ができるよう、事業運営に対する財政支援措置等を講じること。

3. リニア中央新幹線の早期実現に向け、関係団体と連携した事業推進を図るとともに、関係自治体との調整や関連施設の整備に対する適切な財政措置を講じること。

4. 鉄軌道の整備促進等

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT、フリーゲージトレイン等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 都市高速鉄道の早期建設及び路線延長や観光地間の公共交通網の整備など軌道系交通網の整備に対する補助適用及び補助制度の拡充を図ること。
- (3) 地方鉄道の路線維持のため、鉄道事業者、第三セクター鉄道会社及び財政支援を行っている沿線自治体に対し、必要な措置等を講じること。

5. 地方航空路線の維持等

- (1) 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。
- (2) 地方空港における就航便を確保するとともに、国際線の受入れ強化や空港施設

及び周辺地域の総合的な整備を促進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。

6. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るため、駅周辺における交通環境のバリアフリー対策や、公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に対し、必要な財政支援措置を講じること。

7. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。

また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

8. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう執行体制を強化するとともに法令及びルールの周知徹底を図ること。

9. 海上保安対策及び放置船等対策

(1) 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。

(2) 船舶等の放置による漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されることから、監視・罰則を強化すること。

(3) 船舶の変更登録及び末梢登録等の申請時における状況確認を確実に行うとともに、地方自治体との情報共有を可能とする体制を構築すること。

(4) 漁船については、登録時における廃船処理に関する費用の預託や誓約書の提出を義務付けること。

10. 地域住民の生活道路として、また地域経済の活性化などに配慮した高速道路の料金改定を行うこと。

11. バイオ燃料自動車の普及推進のため、バイオ燃料供給施設の整備促進を図り、財政支援措置を講じること。